
令和6年度第8回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和6年11月12日(火) 13時35分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指図	6番	横野 俊彦	
	7番	大村 祥一朗	8番	上田 正人	
	9番	大谷 誠一	10番	細田 邦男	
	11番	山本 知司			

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	中山 浩一
	保田 公範	山田 裕人
	公賀 義高	中嶋 美枝子

4. 欠席委員 藤田 榮一郎 鎌谷 一也

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 11番 山本 知司 | 13番 山根 祐一 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について | |
| | 3 | 農地法施行規則第29条の規定による転用届出書について | |
| | 4 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| | 5 | 非農地証明願について | |
| | 6 | 農地転用事業計画変更について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第6 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主 任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時35分）

本日の欠席者は、藤田榮一郎推進委員、鎌谷一也推進委員の2名です。

農業委員 出席者数 14名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和6年度第8回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、11番 山本知司委員、13番 山根祐一委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、委員さんの方でありましたら、報告をよろしくお願いします。

はい、大谷委員。

大谷委員

9番大谷です。別冊で議案第3号というのがついておりまして、見ると95ページあります。これは10月21日から利用権設定の更新を始めまして、締め切りを11月9日までにして、まだ期限を過ぎて出てきておりますが、今日現在445件の利用権設定を締結しました。約500件、更新件数があります。農業委員会事務局にも大変お世話になりながら、私自身、まさに農業委員の仕事だなと思ってやっております。更新ができなかったら、耕作放棄になってしまうということで、文句も言わずにやればいいんですけど、なんで担い手育成機構はなんにもせんだっていう文句を言いながら、農業委員会事務局にお世話になってます。この95ページが半分できて、あと残り半分、来月の農業委員会には100ページぐらい出てきます。

相続登記ができてる分は本人の印だけでいいので、見やすいんですけど、その相続ができてない分は、いちいち家族関係を聞き取りして、相続権がどれだけある、何分のなんぼ、それで2分の1を超えとるかどうかという確認があります。1日多い時で50件ぐらい、行列ができるぐらい持ってこられるんで、その対応でほとんど他のことはできない状況でした。

もっと早くから始めたらよかったんですけど、1月1日から10年間の更新事務でして、今回11月の農業委員会にかけて初めて1月1日が成立するようです。来月かけると2月1日からになるということで、もっと早くから始めたらよかったなと思っております。

95ページもありますけど、ぜひとも通してやってください。よろ

大谷委員	しく願います。
議長（会長）	はい、どうもご苦労様です。大谷さんも事務局としてですね、やっておられるということでありまして、非常に多忙な中での事務局だと思います。ご苦労様です。 その内容につきましては、皆さん方で審議しながらやっていきたいと思います。その他、皆さんの方で何かありましたら
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	では、無いようですので、事務局は報告をお願いします。
事務局	報告を 6 件させていただきます。資料をご覧ください。 報告 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について。相続についての届出です。 今月は 9 件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。 報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告します。6 ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は 8 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。具体的な解約の理由につきましては、3 条及び促進計画によって売買の予定があるもの、受人の変更、公共工事によるもの、解約のみというものもありました。 報告 3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。10 ページをご覧ください。今月は 1 件で農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。 報告 4 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。11 ページをご覧ください。2 件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。 報告 5 非農地証明願について。1 件の申請がありました。12 ページをご覧ください。【受付番号 8-1】宮谷字●●●●番●、宮谷字●●●●番●、宮谷字●●●●番●、宮谷字●●●●番●。時期は不明ですが 30 年以上耕作しておらず、現在は山林となっています。現地確認を田中委員、岸本委員、横山推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。 報告 6 農地転用事業計画変更について 13 ページをご覧ください。令和 6 年 3 月 14 日、令和 5 年度第 12 回農業委員会で承認された、議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議、受付番号 15-3、宮谷地内の分譲宅地の造成の案件です。事業を実

事務局	施するうえで、山林部分の法面が安全上支障となるため、土地の利用計画を変更するものです。15 ページから変更後の土地利用計画図をつけております。 変更内容は、先ほど報告を行いました非農地部分の増加に伴う区画割の変更であり、事業内容に変更はありませんでしたので、問題なしと判断し受理しました。 16 ページをご覧ください。具体的にどの部分に変更になるのかというところです。黄色の一番上の部分に、青で少し斜線が入っていると思います。ここが、先ほど非農地として判断した部分です。この部分が造成区域で増加します。 それに伴いまして公園用地、この図面でいきますと右端の方に緑色の部分があると思うんですが、以前は左端の方、追加になった非農地の下の辺りが公園用地ということで計画されていましたが、増えたことに伴って公園用地が移動しております。あと、道路が全体的に国道側の方に移動しておりまして、それに伴いまして、区画割が変更になっております。区画数には変更はありません。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。そうしますと、報告第 1 号から報告第 3 号につきまして、皆さんの方の質問ご意見等をお伺いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	よろしいでしょうか。では、報告第 4 号について公共事業の関係です。これについて何かありましたら。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	ないようですので、次、報告事項第 5 号について皆さんの方から質問等をお聞きしたいと思います。井上推進委員、お願いします。
井上推進委員	15 ページの土地利用計画図の中で、上側 2 行目に獣害対策工ということで、侵入防止柵、高さが 1.2 の 2 メーター、これを 76 メーター設置すると書いてあるんですが、これは誰が管理するようになってるんですか。最終的に管理者は誰になるのか、ということです。
議長（会長）	事務局お願いします
事務局	はい。最終的には集落、ここで新しい集落を設けられるかどうか

事務局	というところは分らないですが。今回、変更の部分でしたので、すいませんがそこまでちょっと、私が今把握しておりません。
井上推進委員	集落がということを言われたって、そんなことを条件に、多分、土地の売買はされないんじゃないかと思われるんです。 そうした時に、入った住民さんからなんだいやこれはという。ある時にはいいんですよ、何年かすると老朽化して穴が開いたりして、どうするかっていう話が出てくるんですよ。その時に、誰が責任を持って補修するのかという、明確な対応ができていないのではないと思われるんです。売主の方がきちんとそういうことをしますっていうふうに、確約書でも出来てればいいんですけれども。作るのは簡単なんですけれども、後の維持管理大変なんですよね、草刈りも含めて誰がするだという話に必ずなるんです。 その辺をもっと明確にしとかなと、これって厄介者になる恐れがあると思われるんですがいかかでしょうか。
事務局	またそこは事業者の方に確認をして、誰が管理者になるのかということは確認をしておきます。
議長（会長）	これにつきましては、ちょっとまだ事務局の方で確認等ができていないようですので、管理者等の関係については、次回会議の時に報告させていただきたいというふうに思います。 一応、土地のですね、我々の方で許可ができるかどうかの関係でありますので、その中での工事ということにさせていただいたらと思います。 他に皆さんの方で何かご意見等があれば、お伺いしたいと思います。
井上推進委員	その、獣害対策工を設置されるところの土地は、誰の所有になるんでしょうか。それぞれ個人の宅地の一部になるんでしょうか。
議長（会長）	売買した後の斜面の所の土地の所有ですか。
事務局	そこもまた、確認をしておきます。
井上推進委員	一番肝心なところが抜けているんじゃないですか。あの斜面をどこが持つかというのが、大抵もめるんですけれどもね。業者は持ちませんしという話になる。そうすると町に押し付けられる可能性は十分にあるように思うんですけれども。

議長（会長）	結局、工事が終わった段階での、施工引き渡し後の管理ということですね。それについてはちょっとまだ、事務局も関係が整理できていないということで、一応これにつきましては報告という形になると思いますけども、これも引き続いてですね、次回会議の時に報告させていただくという事で、よろしくお願いします。 よろしいでしょうか。
井上推進委員	はい。
議長（会長）	他に何か、ご意見等が、質問等がある方はお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見がないようですので、一応これにつきましては、以上で報告事項を終わりたいと思います。 続きまして、日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 14-1 について、事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 14-1 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 14-1 朗読後、説明】 土地の所在地 日下部地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 1,014 ㎡ 理由につきましては、この申請地は以前より譲受人の●●さんが譲渡人の●●さんから借りて耕作をしておられましたが、この度譲渡人の●●さんから譲受人の●●さんへ譲りたい旨相談をされ、今回解約をして●●さんが買い受けるということで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有地や今回の申請地で果樹や花を栽培しておられ、今回譲り受けられる農地は引き続き花を作られる予定です。 通作については、自宅から概ね 300m 程度で問題ないと思われます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、15 年程度の農業従事経験があり、また、奥さんも 8 年以上農業従事経験がありますので問題はないと思われます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き花を栽培されるということで、周辺地域におけ

事務局	る農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	この件につきましては、2 番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
東田委員	議席番号 2 番、東田です。受付番号 14-1 の所有権移転の件です。譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんとは、私と同じ部落なので 11 月 3 日に電話をしました。譲受人の●●●●さんは以前から、●●●●さんの畑を借り、ハウスで菊を作っておられ、畑も毎日管理をされています。譲渡人の●●●●さんは、高齢になり、耕作人の●●●●さんに譲渡したいとのことで、両名の話がまとまったと聞きましたので、問題ないと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 14-1 につきまして、質問意見等がある方につきましては、お願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 14-1 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 15-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 3 条の規定による許可申請審議について。 受付番号 15-2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 15-2 朗読後、説明】 土地の所在地 福地地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,999 m ² 理由につきましては、申請地は以前から集落で耕作をされており、その構成員として譲受人の●●さんが耕作されていました。譲渡人の●●さんは県外在住であり、以前から譲受人の●●さんへ譲り渡したい旨相談をされており、この度売買の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、現在譲

事務局

受人の●●さんは所有する農地で水稻や野菜を栽培されております。今回譲り受けられる農地でも、引き続き水稻を栽培される予定です。

通作については、自宅から概ね500m程度であり、問題はないと思われます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、4年程度農業従事期間がありますし、父母も20年以上従事期間がありますので、問題はないと思われます。

最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、私が事前調査をしましたので、報告させていただきます。

●●さんはですね、私と同じ部落の方でありまして、この度受け渡しをするという事で、現地等の確認とですね話をさせていただいております。

●●●●さんのお宅はですね、兄弟の方が3人ともですね、地元から出ておられます。地元の方にはですね、ご両親が住んでおられたんですけど、ご両親が亡くなってからは、その家を売却されてですね、現在では他の方が住んでおられる。また、この福地地域でですね、村中を走っている県道が狭いという事で、バイパスを申請するという時に、この土地がですね、ちょうど引っかかったということでもあります。

それに関連してですね、●●●●さんの方がですね、●●さんの方にですね、譲渡したいということのようであります。それで11月2日の日に●●さんの方に電話で確認しましたら、先ほど事務局からありました内容でですね、間違いありませんということを確認をさせていただいております。以上であります。

そうしますと、この件につきまして、質問意見等がある方につきましては、お願いしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同

（全員挙手）

議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 15-2 について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 16-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号 16-3 について説明します。 【議案第1号 受付番号 16-3 朗読後、説明】 土地の所在地 下峰寺地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 197 m² 譲渡人の●●さんは譲受人の●●さんの弟になります。 理由につきましては、申請地は譲渡人の●●さんの自宅裏にありますが、以前から●●さんは耕作をしていなかったため、譲受人の●●さんが代わりに草刈り管理や野菜を栽培しておられました。この度、譲渡人の●●さんが体調を崩され将来的にも耕作ができないとのことで、お兄さんが譲り受けるということで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有や借り受けた農地で水稻や果樹を栽培されております。今回譲り受けられる農地では、野菜を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね 3km程度であり、問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、50年程度農業従事期間がありますし、奥さんも50年以上従事期間がありますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
明治委員	はい、議席番号3番明治が、16-3について報告をします。11月2日に電話で確認しました。先ほど事務局の方から報告がありましたとおり、●●●●さんは体調が悪く、代理人として●●●●さんという方を代理人として立てておられます。この●●●●さんは●●●●さんと夫婦であります。

明治委員	ということで聞き取りは、代理人の●●さんの方に行いました。●●●●さんは、先ほどありましたように体調不調という事もありますが、土地を譲り渡す身内ありませんので、このままほっておくと耕作放棄地ということになりますので、兄の●●●●さんの方譲渡すということになったようです。今後、耕作していただけるようですので、耕作放棄地とならないと思いますので、問題ないと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 16-3 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 17-4 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号 17-4 について説明します。 【議案第1号 受付番号 17-4 朗読後、説明】 土地の所在地 篠波地内 登記地目：宅地 現況地目：畑 面積 521.19 m² 譲渡人の●●さんは譲受人の●●さんの妹になります。 理由につきましては、申請地はずっと昔に建物がありましたが10年以上前に建物を壊し、その時畑にして現在まで梅の木を栽培されていた農地になります。 譲渡人の●●さんは県外に居住されているため、今までも譲受人である●●さんが管理耕作をされていました。この度、実情に合わせて●●さんへ譲り渡すことで話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する農地で野菜を栽培されております。今回譲り受けられる農地では、引き続き梅を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね 6km程度であり、問題はないと

事務局	思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、15年程度農業従事期間がありますし、旦那さんも20年以上従事期間がありますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き梅を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、5番 衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。
衣笠委員	5番の衣笠です。事前調査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。 11月の3日に申請地において譲受人の●●●●さん立会のもとに調査を行いました。土地の所在は、篠波集落の入口、南よりにあります。北側は隣の家宅地に隣接、東側と南側は町道に接しております。元住宅が建っていた土地であります。 現在は梅の木が植えられており、20年ぐらい前から●●さんが草刈り等をされ、畑地として活用されておられました。今後も現状の維持が続けられるということでもあります。譲渡人の●●●●さんは大阪市内に在住で、譲受人の●●●●さんの実の妹です。 ●●さんは高齢になられたために、このたび八頭町麻生に住んでおられます、姉の●●さんに贈与による所有権移転をされるというものです。特に問題はないと判断いたしました。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件について、質問意見等ある方はお願いしたいと思います。明治委員。
明治委員	3番明治です。事務局に質問ですけれども、これ登記地目は宅地になっておるんですけどね、宅地の場合、農業委員会が関係するんですか。
事務局	現況地目が畑ということで、農地台帳に登載がありますので。
議長（会長）	ということは、農地に家が建っていたという事ですか。
明治委員	地目変更をしてもらわんといけんのじゃないですか。
事務局	登記地目までされるかというところは、ご本人さんの判断になる

事務局	うかと思います。
議長（会長）	以前建っていたところは、宅地ですか、畑ですか。
事務局	宅地だったんですけど、家を壊されて更地になったので、そのままでもいいけないというところで、梅の木を植えられているのだと思います。
明治委員	それは分かりますけど、あくまでも登記地目は宅地なので、そのあたりのところを確認したかったです。
議長（会長）	その宅地が現在は畑になってるので、農業委員会の方に出たということですけど、現況地目として畑がですね、宅地に梅が植えてあるものが農業委員会として許可申請ができるかどうかということのですね、問い合わせだと思います。
事務局	現況地目が畑ですのでいます。
議長（会長）	ということですけど、よろしいでしょうか？
明治委員	はい。
衣笠委員	すいません、今の質問とは、直接関係ないかもしれませんが、私が聞き取りした範囲では、●●さんの思いとしては、元々自分が住んでいた、家が建っていたという思い入れと、欲しい人がおられたらすぐにでも売りたいという思いで、現況の宅地にしとるようなニュアンスでありましたし、それと税務課サイドの評価も現況評価ですかね、でありまして宅地課税ではなく、6分の1の畑地課税でということで、そのことについても、本人が了承されてるという状況でございました。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ある方につきましたは。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 17-4 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号 6-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について。 受付番号 6-1 について説明をします。議案書の 2 ページをご覧ください。 【議案第 2 号 受付番号 6-1 朗読後、説明】 土地の所在地 土師百井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 41.02 m² 土地の所在地 土師百井地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 41.12 m² 資料については、議案書の 3 ページから 6 ページに付けています。 場所については、議案書の 3 ページから 4 ページに図面を付けていますが、土師百井集落の北東に位置する農地になります。土地利用計画図は 6 ページに付けています。 転用理由につきましては、自宅と農地の境界に擁壁を設置したいとのことです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、ほ場整備がされた第 1 種農地と小集団の生産力の低い第 2 種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、東側は町道、西側は畑、南側は譲受人所有の宅地、北側は譲渡人所有の畑であり、隣接地の同意は得られ

事務局	ています。 また、雨水は自然流下で既設の道路側溝に放流し、汚水は発生しません。 日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。以上です。 【スライド現地説明】
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、8番 上田正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いしたいと思います。
上田委員	はい、農業委員8番の上田です。調査日は令和6年11月5日火曜日、朝9時15分頃、電話にて本人に確認をいたしました。 ●●●●さんですけれども、隣接するところに田と土地に仕切りをして、境をしたいということで、この仕切りの●●●●と●●●●●、これが少ない面積なんですけれども、ここの田んぼは、前は水稻を作ったんですけれども、水路がなくなって、水がこんということで、畑になったようです。 この田んぼには、鹿やまむしがよく出てくるというふうなことでございました。譲受人の●●●●さんは、土地を分けて欲しいそうです。そういうことを、●●●●さんは言われました。この、境界を作ったのは、土地の下の方が宅地、建物が建っておりまして、それをよく分かるように境界をしたいという事でございました。問題ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方は、よろしくお願ひします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

議長（会長）	以上で議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページ、及び本日配布をしました別冊をご覧ください。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。八頭町長より令和 6 年 10 月 31 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号 303-1 から 542-240 について説明します。 この度は貸借のみです。鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 1,090,113 ㎡（808 筆）と既に機構へ集積されている農用地 11,115 ㎡（6 筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 4 社へ 1,075,439 ㎡（794 筆）、その他 14 名の個人耕作者へ 25,789 ㎡（20 筆）を貸付けます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行いたいと思います。整理番号 303-1 から 542-240 につきまして、審議を行いたいと思います。これにつきまして、質問意見等がある方につきまして、よろしくお願いします。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	よろしいでしょうか。意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 303-1 から 542-240 につきまして、申請どおり決定いたします。 以上で議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 6 その他について、事務局より説明をお願いします。
事務局	1. 農業委員会ブロック別特別研修会の開催について 2. 2025 年版「農業委員会手帳」について 3. 全国農業新聞について

事務局	4. 地域計画について 5. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は12月12日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局の方からの説明資料の関係以上で終わりました。その他、委員の皆様からご質問等があれば、お受けしたいと思います。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第8回農業委員会を終了します。 終了（15時00分）